



新座市告示第 333 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、本市インフラ整備部道路管理課において、告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

令和 8 年 10 月 13 日

新座市長 並 木



道路の種類 及び路線名	区 間		敷地の 幅員 メートル	敷地の 延長 メートル	備考
	起 点	終 点			
新 座 市 道 第 4 1 1 7 号 線	起 点	馬場一丁目 5 5 1 9 番地先	5 . 2	7 3 . 8	
	終 点	馬場一丁目 5 5 2 1 番地先			
新 座 市 道 第 7 3 1 4 号 線	起 点	石神五丁目 1 6 5 7 番地先	4 . 0	6 2 . 4	
	終 点	石神五丁目 1 6 5 7 番地先			
新 座 市 道 第 7 3 1 5 号 線	起 点	石神五丁目 1 6 6 3 番地先	4 . 8	3 3 . 2	
	終 点	石神五丁目 1 6 6 3 番地先			